

通学形態変更届 (自宅外→自宅)

奨学生→学校→異動・補導係

独立行政法人
日本学生支援機構理事長 殿

私は、下記のとおり通学形態変更を願います。
なお、確認書で確認し、誓約・同意した内容から、通学形態変更に伴う給付月額及び第一種奨学金貸与月額の変更について、
確認書並びに誓約書及び日本学生支援機構諸規程に定める取扱いに従うことを誓約します。

太枠線内及び必要事項は正確に、もれなく記入し、学校に提出してください。

奨学生番号										学籍番号	提出日	西暦 20	年	月	日
5	2	0									生年月日	西暦	年	月	日 (満 歳)
6		0							(注)	学年	年				
学校名		早稲田大学								フリガナ					
学部・学科 (課程・研究科)										氏名 (自署)					

(注) ・給付奨学金と併せて第一種奨学金の貸与を受けている場合は必ず記入してください。(貸与月額が0円の場合を含む。)
通学形態変更に基づき、給付月額および第一種奨学金貸与月額を変更します。
・在籍報告で通学形態の変更を届出(入力)している場合は、本届の提出は不要です。
ただし、振込超過が発生し返戻が必要な場合は、本届に振込受取書コピーを添付して提出してください。

機構使用期 (変更時期)	年		月	
	2	0		

■ 通学形態変更 (自宅外通学→自宅通学)

変更内容	<p>私は、自宅通学に変更になったことを届け出ます。 自宅外要件を満たさなくなった日(※)</p> <p>西暦 2 0 年 月 日</p> <p>【変更始期】自宅外要件を満たさなくなった日の属する月の翌月(月の初日の場合はその月)</p>
------	---

(※) 自宅へ転居した、別居していた生計維持者と同居を開始した、別居していた生計維持者が近隣に転居してきた、家賃の負担がなくなった等

- (注1) 第一種奨学金の貸与月額については、法令等の規程に基づき増額又は減額(複数あるときは機構の定める額)します。
選択可能な範囲で月額変更したい場合は、第一種奨学金貸与月額変更届(届)(貸与様式2-1又は貸与様式2-2)で願ってください。
- (注2) 通学形態変更による第一種奨学金貸与月額の増額に伴い、第一種奨学金の「変更後の借入金額(予定・総額)」が返還誓約書に印字の借入金額を上回る場合は、後日、「貸与奨学金増額同意書」の提出が必要になります(学校を通じてお渡します)。
- (注3) 通学形態変更の届出が遅延し、遡って減額処理となった場合は反映月以降の振込金額で精算します。
支援区分変更や休学・退学などの異動等により振込超過金の精算ができない場合は返金が必要です。
- (注4) 給付奨学金と併せて第一種奨学金の貸与を受けている者が、給付奨学金の支援対象外となった期間又は成績不振により停止となった期間に自宅通学となった場合は本届出に加えて「第一種奨学金貸与月額変更届(届)(減額)」(貸与様式2-2)でも届出てください。

上記記載のとおり相違ないことを証明します。

(学校の証明) 20 年 月 日

学校名

関係課長(※)

※証明者は課長相当職以上の方としてください。

電話番号(担当者名)	学校番号	区分
TEL (03)3203-9701(直通)	30407601	

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金支給業務、奨学金貸与業務(返還業務を含む)及び在籍する学校での授業料等減免業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

通学形態変更届

(自宅外→自宅)

奨学生→学校→異動・補導係

独立行政法人
日本学生支援機構理事長 殿

私は、下記のとおり通学形態変更を願います。

第一種奨学金を併給している場合には、
第一種奨学金の奨学生番号も忘れずにご記入ください。

第一種奨学金貸与月額の変更に
ます。

記入例

提出前に記入漏れや誤記入がないか確認のうえ、
記入後は速やかに学校へ届け出てください。
※本人自署欄以外は、学校で記入または印字しても構いません。

奨学生番号										学籍番号	ABCXXX	提出日	西暦 20 26 年 6 月 15 日			
5	2	X	0	4	X	X	X	X	X			X	生年月日	西暦 2005 年 10 月 1 日 (満 20 歳)		
6	2	X	0	4	X	X	X	X	X	(注)	フリガナ	ヨウガク タロウ				
学校名		学生支援大学									氏名(自署)	奨学 太郎				

自宅外要件を満たさなくなった日を記載してください。
 ↳ 自宅へ転居した、別居していた生計維持者と同居を開始した、別居していた生計維持者が近隣に転居してきた、家賃の負担がなくなった等
【変更始期の例】
 自宅外要件を満たさなくなった日が2026年6月1日→2026年6月分より自宅月額
 自宅外要件を満たさなくなった日が2026年6月2日→2026年7月分より自宅月額
 また併給がある場合には、第一種奨学金の貸与月額も併せて変更されます。

すべての欄を漏れなく記入してください。
氏名欄は必ず奨学生本人が記入してください。

通学形態変更 (自宅外通学→自宅通学)

変更内容	私は、自宅通学に変更になったことを届け出ます。 自宅外要件を満たさなくなった日 (※) 西暦 2 0 2 6 年 0 6 月 0 1 日 【変更始期】自宅外要件を満たさなくなった日の属する月の翌月 (月の初日の場合はその月)
------	---

(※) 自宅へ転居した、別居していた生計維持者と同居した

※通学形態変更の届出が遅延し、遡って減額処理となった場合は反映月以降の振込金額で精算しますが、その後の振込みで振込超過金の精算ができない場合は返金が必要です。通学形態変更後には速やかに本届出をご提出ください。
 ※在籍報告で自宅外通学から自宅通学への通学形態変更を届け出た場合、本届出の提出は不要です。ただし返戻が伴う場合は、戻入用紙の写しとあわせ本届出をご提出ください。

- (注1) 第一種奨学金の貸与月額については、法令等に基づき選択可能な範囲で月額変更したい場合は、第一種奨学金の貸与月額変更届を提出してください。
- (注2) 通学形態変更による第一種奨学金貸与月額の借入金額を上回る場合は、後日、「貸与奨学金借入金額超過届」を提出してください。
- (注3) 通学形態変更の届出が遅延し、遡って減額処理された場合は、減額処理された期間の奨学金の返還状況に留意してください。
- (注4) 給付奨学金と併せて第一種奨学金の貸与を受けている者が、給付奨学金の返還対象外となった期間又は成績不振により停止となった期間に自宅通学となった場合は、本届出に加えて「第一種奨学金貸与月額変更願(届)(減額)」(貸与様式2-2)でも届出てください。

上記記載のとおり相違ないことを証明します。

(学校の証明) 20 26 年 6 月 19 日

赤枠内は学校の記入・証明欄のため、本人記入は不要です。

学校名 学生支援大学

関係課長 (※) 機構 次郎

※証明者は課長相当職以上の方としてください。

電話番号(担当者名)		学校番号	区分
03	- XXXX - XXXX	3XXXXX	00
(〇〇〇)			

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金支給業務、奨学金貸与業務(返還業務を含む)及び在籍する学校での授業料等減免業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

■給付奨学金の給付月額

奨学生本人および生計維持者の収入状況および資産状況に基づく支援区分に応じて、学校の設置者(国公立・私立)及び通学形態(自宅通学・自宅外通学)により定まる下表の金額(月額)が、原則として毎月振り込まれます。

※生活保護(扶助の種類は問いません)を受けている生計維持者と同居している人、及び社会的養護を必要とする人で児童養護施設等から通学し「自宅通学」扱いの人は、()内の金額となります。

※第Ⅳ区分(理工農系)は、支給月額が0円となります。

(単位:円)

	大学・短期大学・専門課程を置く専修学校				高等専門学校(第4学年以上)			
	国公立		私立		国公立		私立	
	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
第Ⅰ区分	29,200 (33,300)	66,700	38,300 (42,500)	75,800	17,500 (25,800)	34,200	26,700 (35,000)	43,300
第Ⅱ区分	19,500 (22,200)	44,500	25,600 (28,400)	50,600	11,700 (17,200)	22,800	17,800 (23,400)	28,900
第Ⅲ区分	9,800 (11,100)	22,300	12,800 (14,200)	25,300	5,900 (8,600)	11,400	8,900 (11,700)	14,500
第Ⅳ区分 (多子世帯に限る)	7,300 (8,400)	16,700	9,600 (10,700)	19,000	4,400 (6,500)	8,600	6,700 (8,800)	10,900

■給付奨学金又は授業料等減免の支援と併せて第一種奨学金を受ける場合の貸与月額

給付奨学金又は授業料等減免の支援を受ける場合、併給調整として第一種奨学金の貸与月額が調整されます(併給調整)。併給調整後の貸与月額は、本機構ホームページでご確認ください。

ホーム > 奨学金 > 奨学金制度の種類と概要 > 貸与奨学金(返済必要) > 第一種奨学金(無利子で借りる) > 第一種奨学金の貸与月額 > 給付奨学金と併せて利用する第一種奨学金の貸与月額(併給調整)

https://www.iasso.go.jp/shogakukin/about/taivo/taivo_1shu/kingaku/2019ikou.html

※高等専門学校本科1～3年生、及び大学院については、給付奨学金対象外のため、貸与月額の調整はありません。

※生活保護(扶助の種類は問いません)を受けている生計維持者と同居している人、又は社会的養護を必要とする人で児童養護施設等から通学し「自宅通学」扱いの人は、()内の金額となります。

※調整後の貸与月額表において、20,000円の設定は2018年度以降入学者が選択できる月額であり、2017年度以前入学者は20,000円を選ぶことはできません。

※給付奨学金を本人都合による停止とした場合、併給調整は解除にはなりません。

※「第一種奨学金貸与月額変更願(届)」(様式2-1・2-2)を提出する際、「従前の貸与月額」「希望する貸与月額」欄にはそれぞれ併給調整後の貸与月額を記入してください。

